

# 第 1 章 計画策定の趣旨

---

## 第 1 節 計画策定の目的

現在の廃棄物処理においては、廃棄物の量的な増大や質的な多様化に伴う深刻な問題が多く、環境への負荷を低減させることが求められている。これは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を基調とした近年の経済活動やライフスタイルが背景となっている。このような諸問題を解決して環境負荷を低減するためには、循環型社会の形成が必要不可欠であり、そのための廃棄物及びリサイクル関連法が図 1-1-1 に示すとおり体系的に整備されている。

一方、生活排水処理に関しても、水環境保全の観点から下水道整備や合併処理浄化槽設置を推進しているが、近年における生活様式等の変化に伴い、し尿や生活雑排水等の生活排水も質的、量的に変化していることから、これらに合わせた生活排水の適正な処理が不可欠となっている。

以上のような状況から、熊取町（以下「本町」という。）では、循環型社会形成の実現に向けた一般廃棄物（ごみ・生活排水）の排出抑制や減量化・再資源化及び適正な処理・処分を計画的に推進していくための方針、方向性等を明確にした「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）」（平成 15 年 12 月策定、平成 21 年 3 月中間見直し、以下「前計画」という。）に基づき施策を実施してきた。その基本的な方針、方向性を維持しつつ平成 26 年 3 月に策定した第 2 期熊取町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）について、今般、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理施設の広域化に係る方向性が定まったこと、また、直近 5 年の処理実績を踏まえ、実態に即した中間的な見直しを行うものとする。

※元号については、平成 31 年 5 月 1 日をもって改元が予定されているが、本計画の中間見直しの時点において新たな元号が未定であるため、本計画では平成表記を用いることとする。

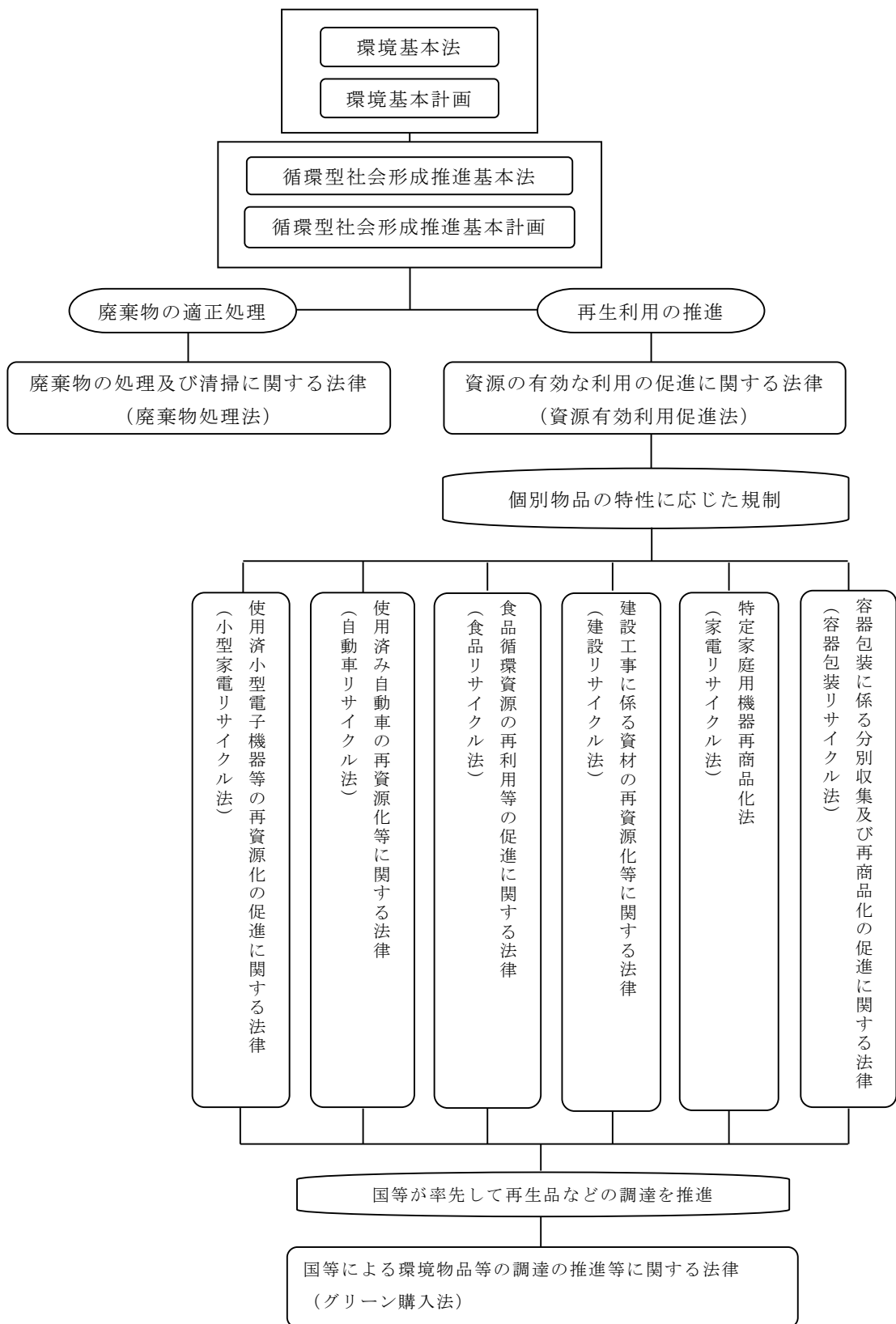
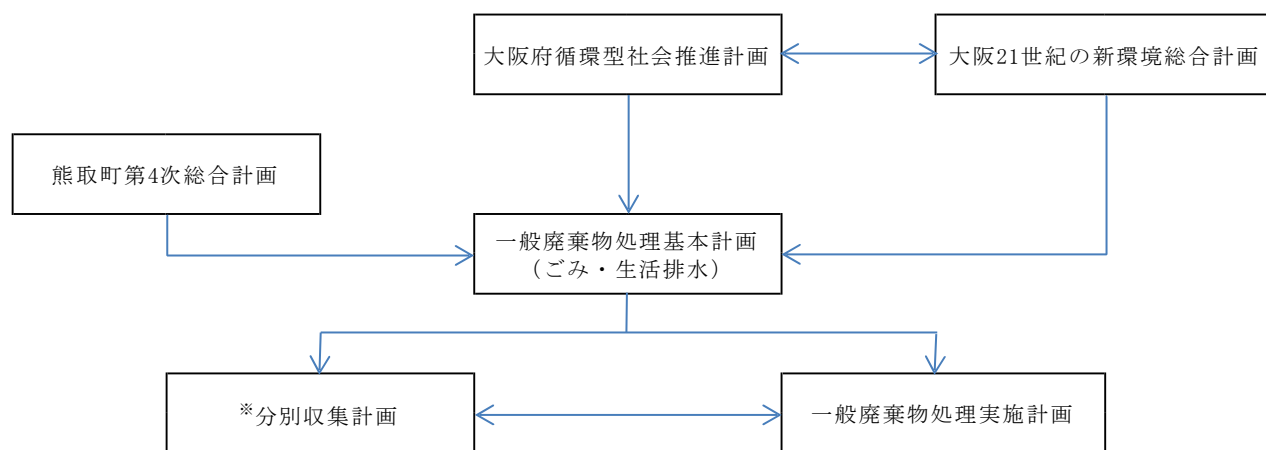


図1-1-1 廃棄物及びリサイクル関連法の体系図

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条の3の規定に基づいて策定するものであり、本町における一般廃棄物の排出抑制、減量化、再資源化ならびに適正処理に関しての長期的、総合的な方向性を示すものである。

したがって、本計画は、上位計画である「大阪府循環型社会推進計画（平成28年6月）」、「熊取町第4次総合計画（平成30年3月）」等との整合を図ることを前提として、上位計画における一般廃棄物処理事業に関する事項を明確にし、本町における具体的方向性を定める計画と位置づける。



※：容器包装リサイクル法に基づく計画を示す。

図 1-2-1 本計画と他計画との関係

### 第3節 計画期間及び計画目標年次

一般廃棄物処理基本計画の目標年次は、ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月改定環境省）により、計画策定時より概ね10年～15年後とし、必要に応じて中間年度を設けることとされている。

本計画においては、計画初年度を平成26年度、計画期間を10年間と定め、平成35年度を計画目標年次とするが、今般、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理施設の広域化に係る方向性が定まったこと、また、直近5年の処理実績を踏まえ、実態に即した中間的な見直しを行ったものである。

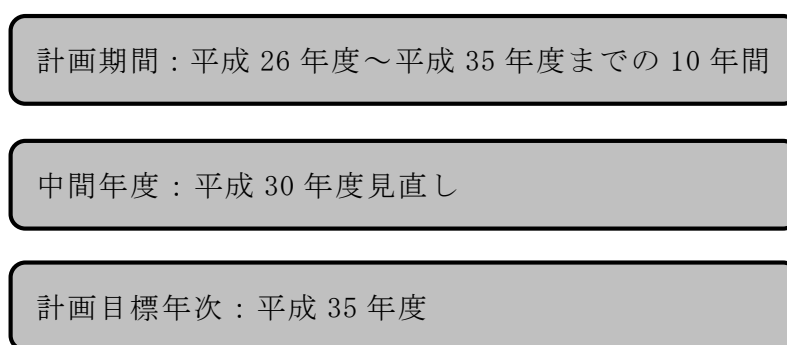


図 1-3-1 計画期間及び計画目標年次

※ 本計画に記載するデータ等の取り扱いについて

本計画全般にわたって記載する図表等のデータについては、小数点以下の端数処理の関係で内訳と合計が合わないことがある。